第４０回大阪府障がい者施策推進協議会　議事録

日時 平成２８年１０月１４日（金曜日）

午後５時から７時３０分

場所 エル・おおさか（大阪府立労働センター）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ７階　７０９号室

出席委員（五十音順、敬称略）

（一社）日本筋ジストロフィー協会大阪支部長　秋葉　竜太

（一財）大阪府身体障害者福祉協会会長　嵐谷　安雄

日本労働組合総連合会大阪府連合会部長　岩﨑　富巳子

（公社）大阪聴力障害者協会会長　大竹　浩司

　　　（一社）大阪精神科病院協会会長　河﨑　建人

国立大学法人神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授　河﨑　佳子

　　　（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長　倉町　公之

（社福）大阪府社会福祉協議会会長　小西　禎一

　　　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長　坂本　ヒロ子

（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長　柴原　浩嗣

　　　（一社）大阪府歯科医師会理事　大東　美穂

　　　（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長　髙橋　あい子

特定非営利活動法人 大阪難病連理事長　丹波　一夫

　　　大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会　壷井　一平

　　　（社福）大阪府肢体不自由者協会常務理事兼事務局長　道井　忠男

　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事　中内　福成

　　　梅花女子大学心理こども学部心理学科教授　新澤　伸子

（社福）四天王寺福祉事業団四天王寺太子学園施設長　原　健一郎

大阪自閉症協会副会長　福田　啓子

　　　（公社）関西経済連合会理事　藤原　幸則

　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長　古田　朋也

　◎　関西学院大学人間福祉学部教授　牧里　毎治

　　　（一社）大阪知的障害者福祉協会会長　松上　利男

　　　大阪精神障害者連絡会代表　山本　深雪

　◎　会長

○事務局

定刻になりましたので、ただ今より、「第４０回　大阪府障がい者施策推進協議会」を開催いたします。

　委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、まず開会に当たりまして、福祉部長の酒井より、一言ごあいさつを申し上げます。

○事務局

どうぞよろしくお願いいたします。

　委員の先生方におかれましては、ご多忙の中、「第４０回　大阪府障がい者施策推進協議会」にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。障がい者の自立と社会参加、これをどのように支援していくか。そして大阪府としてどのような役割を果たすべきか。そういうことを基本といたしまして、この協議会では、さまざまな課題についてご審議を賜っている、非常に貴重な場だと認識をしています。

　この場をお借りしまして、本日は何点か私からご報告をさせていただきたいと思います。

まず昨年度は、障害者差別解消条例の設定に向けた部会で検討いただきまして、本年４月の条例施行を実現することができました。相談体制の整備等、あわせまして６月には協議会を設定させていただきまして、合議体による相談対応事例の検証を積み重ねているところでございます。改めてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

　次に、この４月には、手話言語条例の策定に向けた部会を設置していただいています。乳幼児期に手話を獲得するための環境づくりという、非常に重要な論点を盛り込んだ報告書をこのたびまとめていただいています。来年２月の定例府議会に条例案を提出できますよう、整理・準備を進めてまいりたいと存じております。

　さらに、大阪府盲人福祉センター、大阪府障がい者社会参加促進センター、大阪府谷町福祉センターのいわゆる福祉３センターと呼んでおりますが、平成２５年度に森之宮地区への移転・集約することを決定してから、長らくの間お待たせをすることになってしまいましたが、この度、森之宮地区の大阪府警察森之宮単身寮跡地に移転・集約しまして、福祉関連の情報関連、コミュニケーション支援拠点として、新規に実地をするという方針を決定することができました。

　現在開催中の９月定例府議会に基本計画策定に係る補正予算案を提出しておりまして、ご議決をいただければ検討作業を急ぎまして、当初お約束をさせていただいていました平成３２年度の供用開始を目指してまいりたいと考えております。

　なお、本日は第４期大阪府障がい福祉計画の成果目標などに係る平成２７年度の実績、あるいは第４次大阪府障がい者計画見直し検討部会の検討状況などを議題として用意させていただいております。

　大変盛りだくさんで長時間にわたるご審議をお願いすることになりますが、いずれも今後の障がい福祉行政の推進にとりまして非常に重要な課題であります。忌憚のないご意見を賜り、大阪の障がい福祉の歩むべき方向をお示しいただきますようにお願いいたしまして、私からの開会のあいさつとさせていただきます。

　本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

酒井部長におかれましては、公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了解をお願いいたします。

○事務局

すみません、失礼します。どうぞよろしくお願いします。

○事務局

現在の委員は配布しております名簿のとおりとなっております。本日は委員数３０名の内、遅れてこられる方もおられますが、２５名にご出席をいただく予定としております。大阪府障がい者施策推進協議会条例第５条第２項の規定によりまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　また、本年度に入りまして、８名の委員変更がございましたので、お名前を紹介させていただきます。

　一般社団法人日本筋ジストロフィー協会大阪支部長の秋葉竜太委員でございます。

　国立大学法人神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授の河﨑佳子委員でございます。

　大阪府社会福祉協議会会長の小西禎一委員でございます。

　特定非営利活動法人大阪難病連理事長の丹波一夫委員でございます。

　社会福祉法人四天王寺福祉事業団四天王寺太子学園施設長の原健一郎委員でございます。

　一般社団法人大阪知的障害者福祉協会会長の松上利男委員でございます。

　なお、大阪体育大学健康福祉学部教授の大谷委員、一般社団法人大阪府医師会副会長の中尾委員につきましては、本日ご欠席となっております。

　続きまして事務局ですが、障がい福祉室をはじめ、関係課が出席しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　次にお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、

　次第

　委員名簿

　配席図

　資料１　第４期大阪府障がい福祉計画平成２７年度実績

　資料２　第４次大阪府障がい者計画評価見直し検討部会中間報告

　資料３　手話言語条例検討部会の提言

　資料４　平成２８年度事前評価調書

　資料５　差別解消部会の廃止について（案）

　参考資料　アンケート（生活ニーズ実態調査票）

　以上、不足のものはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

　なお、大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき本会議を原則公開しております。また配布資料とともに、委員の皆さまの発言をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定としております。ただし委員名については記載をいたしません。あらかじめご了解をいただけますようにお願いいたします。

　次に、この会議におきましては、手話通訳を利用されております聴覚障がいの委員、点字資料を使用されております視覚障がい者の委員がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしっていただくとともに、手話通訳ができるようにゆっくりと、かつはっきりとご発言をお願いいたします。

　また点字資料につきましては墨字版資料とページが異なっておりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以降の議事進行につきましては牧里会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい。皆さん、こんばんは。夜遅い時間にご参集いただきまして、ありがとうございます。今日は、会議次第によりますと４点の議題がございます。時間も１９時半を予定しておりますので、会議の進行についてご協力よろしくお願いしたいと思います。できるだけ発言は短くしていただきたいと思います。では、よろしくお願いします。

　早速ですが、議題（１）「第４期大阪府障がい福祉計画成果目標等に係る平成２７年度の実績について」、皆さんからお諮りしたいと思いますが、事務局からご説明を求めまして、その後、皆さんからご意見をいただきたいと思います。事務局の説明を求めます。

○事務局

大阪府障がい福祉企画課でございます。事務局から資料１に基づきまして、第４期障がい福祉計画の平成２７年度実績について、ご報告を申し上げます。

　平成２７年度から平成２９年度の３年間を見通して作成されております第４期障がい福祉計画でございます。この計画の初年度に当たります平成２７年度の成果目標に関する実績につきまして、第４期から実施することとなりました、ＰＤＣＡサイクルに基づきましてご報告をさせていただきます。

　成果目標は、大きく四つございます。施設入所者の地域移行、精神病床入院者の退院促進、福祉施設からの一般就労、地域生活支援拠点等の整備となってございます。

　それでは一つずつご報告申し上げます。まず１ページをご覧ください。ページ番号は１ページから始まっております。点字版につきましては資料１ー１をご覧ください。

　施設入所者の地域生活への移行に関しましては、平成２９年度末までの目標値といたしまして、平成２５年度末時点の施設入所者数から比べまして、７４６人移行していただく目標を掲げております。

　二つ目の目標が、施設入所者数自体の削減ということでございますけれども、平成２９年度末の入所者数を、平成２５年度末時点の入所者数から２０％以上削減するということでございまして、２８３名という数値を掲げているところでございます。

　これらの目標値につきまして、平成２７年度の実績を記載しております。地域生活移行の増加につきましては、平成２７年度といたしましては、１４５人が移行されたということになっております。下の括弧書きの２７２名は、平成２６年度と平成２７年度を足し合わせた数値となっております。

　施設入所者の削減でございますけれども、平成２７年につきましては１０４人となってございます。この下に主な活動指標ということで、さまざまな福祉サービスにつきましての見込み数と実績数を掲げておりますが、こちらにつきましては参考値ということでご覧いただければと存じます。

　では２ページ目をご覧ください。点字版では６ページ目からとなっております。こちらに平成２７年度の実績を踏まえまして、どのように評価するのか、今後どのような取り組みを行っていくべきなのか、まとめて記載してございます。

　まず評価でございます。施設入所者の地域移行の数につきましては、少し減少傾向が見られ、その要因分析が必要であるということでございます。また地域に移行するということでの社会資源、地域での住まいの確保に関しては、グループホームの整備・促進が重要になってまいりますが、その整備に際しまして、スプリンクラーの設置義務等への対処が喫緊の課題になっているということでございます。

　これらを受けまして、それでは平成２８年度にどういった取り組みを行っていくのかということでございますが、現在入所されている方の移行でありますとか、地域にいける状態であるのかといった実態把握を行っていくことを検討してまいりたいということが１点ございます。

　もう１点は、スプリンクラー等の設置要件の緩和につきまして、市町村を通じて、各自治体消防への働き掛けるとともに、設置に係る財政的支援につきまして要望を行っているということでまとめさせていただいております。

　それでは２点目でございます。３ページをご覧ください。点字版では７ページからでございます。入院中の精神障がい者の地域生活への移行という目標でございます。こちらにつきましては、３点数値目標を掲げてございます。入院後３カ月時点での退院率の上昇というかたちで６４％まで持っていこうということ。

　それから入院後１年時点の退院率についても９１％まで持っていきましょうと。また、在院期間が１年以上の長期の在院者数を平成２４年６月末と比べて１８％減らしましょうという目標値を掲げているところでございます。

　それぞれの平成２７年度の実績でございますが、３カ月時点の退院率につきましては６３．２％、それから１年時点の退院率につきましては９１．５％、そして１年以上の長期退院者数につきましては９９０６人ということで９．２％の実績が上がっているということでございます。

　これらの実績を踏まえまして４ページをご覧ください。点字版は１２ページからとなってございます。目標を踏まえました評価でございますが、精神障がい者の地域移行に関しましては、自立支援協議会に地域移行推進ワーキンググループを設置しておりまして、その中で地域移行に関するネットワーク構築等に係ります課題整備を行っているところでございます。

　また、精神科に入院されている方の地域移行支援事業の利用が減少してきているところがございますので、その利用促進策の検討も必要ではないかということ。それから長期在院の方につきましては、この３年間で１００３人減少しているということではございますけれども、目標達成まではあと２年間で９６１名の減少が必要になってくるということでございます。

　これらの評価を踏まえまして、平成２８年度の取り組みといたしましては、先ほど申し上げましたワーキンググループにおきまして、府、それから市町村の役割分担をはじめ、今後の施策のあり方についての報告書を取りまとめ、その報告書に従って施策を進めていく必要があるのではないかということ。

　それから、この報告書に基づき、精神障がい者の方の特性に合った制度改善でありますとか、報酬上の改善などについて、国への提言を続けていくということ。それから院内寛解患者で１年以上入院されている患者さんの完全解消を目指していく、新たな地域移行支援策について検討を行っていくということで、こちらに書かせていただいております。

　３点目の福祉施設から一般就労への移行でございます。点字版では１４ページからご覧ください。こちらにつきましては、目標数値を四つ掲げてございます。まず一つ目でございますが、福祉施設から一般就労への移行を、平成２４年度末と比較して１５００人移行していただこうということでございます。

　二つ目が就労移行支援事業の利用者数につきまして、平成２５年末から６割を増やすということで、２９７８人確保しようという数値を掲げております。

　そして三つ目、就労移行支援事業所ごとの就労移行率につきまして、移行率が３割以上である事業所を全体の５割以上にしていこうという目標でございます。

　四つ目でございますが、これは大阪府独自に設定した目標でございますけれども、就労Ｂ型事業所における工賃の平均額について１万３９００円を目指していくという目標でございます。

　それぞれの実績でございますが、施設から一般就労への移行につきましては１２１３人という実績でございます。移行支援事業の利用者数につきましては２３９７人でございました。そして就労移行率３割以上の事業所につきましては、全体の３８．５％を占めている状況でございます。

　四つ目ですが、工賃の平均額につきましては、１万１１９０円であったということになってございます。

　これらの実績を踏まえました評価ということでございます。点字版では１６ページからでございます。まず、一般就労の移行におきましても、精神障がいの方、発達障がいの方が増加傾向にあることを踏まえまして、今後そういった方々の職場定着支援に向けた取り組みの充実が必要になってくるということでございます。

　また、就労移行支援事業所におきましては、移行実績の高い事業所、そして低い事業所の二極化が進んでいっているということがございます。Ａ型事業所につきましては数が大幅に増加している状況ではございますが、質の担保が課題になっているということでございます。

　工賃の平均額につきましては、なかなか現在の状況では目標値の達成が困難な状況ということで分析をしております。これらを受けまして、平成２８年度における取り組みといたしましては、本年５月に精神障がい者の就労サポートカード、利用マニュアルを作成して、就労支援機関、企業への普及を図っていっているところでございます。

　また、就労移行支援事業所の実績の低い事業所へのヒアリングを通じまして、意識啓発でありますとか、研修等による支援力の向上でありますとか、関係機関の連携ネットワークの充実強化を図っていきたいということ。それからＡ型事業所に関しましては、就労ニーズ調査を５月に実施いたしました。８月以降に実施指導を通じまして、事業所の運営状況等を把握することに努めているところでございます。

　工賃水準につきましては、やはり要因分析を行っていくとともに、製品の認知度向上に向けた取り組みもあわせてやっていきたいということでまとめてございます。

　それでは四つ目の目標でございます。地域生活支援拠点等の整備でございます。点字版では２１ページをご覧ください。こちらにつきましては、平成２９年度末までに各市町村が市町村単位、あるいは圏域単位で、少なくとも一つを整備していくということでございまして、現在の状況をご覧いただきますと整備済みになっておりますのが２カ所ということでございます。

　こちらにつきましては、やはりなかなか国が示している、考えているイメージが伝わりづらいというか、しっかりと示されていない状況もございますので、大阪府といたしましても、自立支援協議会に設けております基盤整備促進ワーキンググループにおきまして、拠点整備を推進するに当たりましての課題整備でありますとか、整備モデル（案）といったものを作成し、市町村を支援するための報告書というかたちで取りまとめを行っているところでございます。

　こういった報告書に基づいて、国への提言などにもつなげていきたいと考えているところでございます。

　ここまでが成果目標に関する実績のＰＤＣＡサイクルのご報告でございます。資料に関しまして、９ページ以降、それぞれ成果目標の市町村ごとの数値を参考としてお示しさせていただいているところでございます。資料版では１ー２でお示しさせていただいております。

　また１１ページ以降は、それぞれの総合支援法に基づきます各種サービスの見込み量と、実績値を市町村別に示している提供となっております。こちらも参考にご覧いただければと存じます。

　事務局からは以上でございます。

○牧里会長

それでは、ここから皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。先ほど申しましたように、発言はできるだけ短く簡潔にお願いしたいと思います。

○委員

遅れてすみません。手短に、ざっと言わせていただきます。まず地域移行の目標数値の達成状況ですが、やはり地域移行といっても、どういうところに移行しているのかというのが全然分かりません。

　この前の大阪府の調査でも、家族のもとに戻っているという方も結構いてはりまして、もともと家族が高齢で家で介護ができないから施設に入所されているのに、それがまた家族のもとに送り返されているのではないかということも考えられますので、その移行先として、まさか施設や病院、ここには入れられていないと思うのですが。移行先の一覧について示していただきたいのが１点です。

　同様にこちらのほうは調べにくいかもしれませんが、退院促進においても、移行先の状況を何とか一覧で調べていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

　それと消防の問題ですが、今日は消防関係は来られいてますか、来られていませんか。スプリンクラーの問題があって、グループホームが増やせなくなるのではないか、あるいは今のグループホームから追い出されるのではないかという問題がありまして、各市町村の消防ともちょうどやり取りをし始めているのですが、一切見直そうとしていただけない。大阪では数百件、スプリンクラーの設置義務が発生するグループホームがございます。

　ちょうど一昨日ですか、府議会でも健康福祉常任委員会で議論されまして、府営住宅のスプリンクラー設置義務が、今１１９軒あるのですが、もっと実際には多いかと思われます。まだ（６）項ロ・ハの判断がちゃんとできていない市、府の消防も多いので、もっと多いのではないかと思われているのですが、少なくとも１１９戸にスプリンクラー設置がゼロであると。

　今朝の新聞でも、このように大きく、府営住宅をどうするのですかというような報道がなされていました。これはやはりどう考えても、障がいグループホームがえらい危ないかのように言われて、スプリンクラーを付けろと。全然、夜間支援体制を見てくれないですね。逆に夜間支援体制を４対１以上と、障がいのグループホームはありますので、高齢のグループホームの９対１よりはもっと安全だと言えますし、府営住宅の中だったら、２、３人しか１住戸当たり入居していませんので、その辺で十分安全性は高いと思われるのですが。

　大阪市では特例を設けて、府営住宅は全て免除しようということになっていたり、２階建ての小さな住戸でも短時間３分以内に避難できるのであれば免除しようという話になっております。

　府営住宅でこの間の数値目標で、去年からスプリンクラーを義務化されていますけれども、どれぐらい（６）項ロ・ハのグループホームが増やせているのか、それをぜひとも調べていただきたい。平成２６年までの延びと、去年からの延びを比べて示していただきたいと思います。おそらくほとんど増やせなくなっているというような、グループホームを借りようとしたときに、実際に拒否された府営住宅もあります。

　それをぜひとも出していただくとともに、やはり大阪市の特例を、福祉部あるいは大阪府全体で検討いただいて、総力を上げて大阪市の特例のような免除策を消防保安課に働き掛けていただくようにお願いしたいと思います。

　それと４点目が、工賃の１万１１９０円が出ておりますが、これの人数が分かったら教えていただきたい。と言いますのは、今、ご存じのように福祉医療費の助成の見直しが、府内で着々と議論されております。今は１回５００円で月１０００円まで、上限２５００円で済んでいるものが、いきなり４５００円、６０００円、８０００円まで負担を増やされるという話になって、大概困っております。

　そのときに一番問題になるのが、生活保護の人は、そちらのほうでということになるのですが、年金と工賃１万１０００円だけの人はかなり困りはるだろうと。通院回数を減らすしかないという問題もありますので、この工賃１万１１９０円がどれだけの人数なのか。それと年金だけで暮らしている障がい者、それで２級、３級とか、Ｂ１、Ｂ２の人とかはどれぐらい漏れ落ちて、かなり厳しい状況なのかというのを、ぜひ外れますけれども出していただけたらと思います。

　最後は各市の一覧の意見はよろしいですか。各障がい福祉サービス市町村の数の一覧を、ここまで出していただいたのは大変分かりやすくて助かるのですが、この時間数を人数で割っていただいて、１人当たり平均利用時間、利用日数がどれぐらいなのか示していただいたほうが、よりそれぞれの市町村の格差が明確に判読できるかと思いますので、それをぜひ示していただきますようお願いいたします。

　それと重度訪問介護に関連して申し上げますと、１４ページ、これは事前にも言わせていただいたんですが、知的障がい者を見ていただきましたら、一部の市の1人当たりの時間数が非常に少ない。こんな重度訪問介護はあり得ませんので、何らかの間違いだと思われるのですが、府が示すデータでこういったものを示していたらおかしいので、ここは精査していただいて、実際にこの時間しか支給決定していなかったら是正指導をいただきたいと思っています。

　少したくさんになりましたけれども、以上です。

○牧里会長

はい。それでは１点ずつ回答できるところは回答していただきましょうか。まず地域移行の行き先の内訳はあるのでしょうか。

○事務局

生活基盤推進課です。いつもありがとうございます。施設入所者の地域移行先ということでお答えさせていただきます。

　平成２７年度１４５名ということで資料にお示しをしておりますが、その方たちの行き先でございます。まず家庭復帰の方が４２．１％、グループホームへ行かれた方が３８．６％、この二つだけで８割を超えております。その他のご指摘のところ、当然ながら病院という方はおられませんでした。

　そのほかグループホームではないのですが、自立というのですか、住宅に入られた方が１２名ほど８％。

○委員

何の住宅ですか。

○事務局

公営住宅です、公的賃貸住宅、それと民間賃貸住宅に入られた方の合計が８．３％となっております、

　２点目、精神科の退院された方の行き先も同様にということですが、現在捕捉できておりませんので、今後検討していきたいと思います。

○牧里会長

それではスプリンクラーの設置に関して、これはいろいろご意見、ご要望があったのですが、まず今の設置状況と、今後の処置と言いましょうか、対応と言いましょうか、２点ばかりあったと思うのですが、それについてお答えいただけますでしょうか。

○事務局

はい。生活基盤推進課でございます。グループホームのスプリンクラーにつきましては、長い経緯がございますので、端折りますと、総務省消防庁に一定の要件のもとで緩和してほしいと申し入れをしました。これは去年の１２月でございます。

　消防庁のお答えは、「消防法施行令」３２条があるので、各消防署長が判断して緩和はできますよと。それに基づいて大阪市消防は実際のグループホームの状況を見て緩和措置をされております。それと同じ措置を府内の自治体消防にもやってほしいという申し入れを、今、府からも申し込んでおりますし、それぞれの市町村の障がい担当課から、それぞれの消防に申し入れをやっていただいている状態です。

　その結果を、今、集約しておりますので、あまり緩和が進まないという状況は聞いておりますが、今後次の一手をどう打ったらいいか、そこを今、検討している最中でございます。

　それと委員から出ました「消防法」改正後、府営住宅で（６）項ロ・ハの割合がどうなったのかというのは、今、手元にございません。今、そういう数値もございませんので、把握ができるかどうか、それは検討していきたいと思います。以上でございます。

○牧里会長

はい。それでは今度は工賃のことですね。人数と今まででどうなんだという話がありましたが、工賃の人数からどうですか。

○事務局

自立支援課です。月額平均工賃につきましては、工賃支払総額年間のその分に対しまして、工賃支払い対象者の方の年間総数で割ることにより算出いたしまして、平成２７年度の実績につきましては、資料に記載のとおり１万１１９０円という数字が出ているところでございます。

　平成２７年度の支払い対象の人数につきましては、もうしばらくお待ちいただきましたら、大阪府の広報ページで工賃実績の平成２７年度のものを公表させていただきまして、こちらのほうで延べ人数につきましてもお示しできることになっております。

　ご参考までにですが、平成２６年度の工賃支払対象者数につきましては１３万４５６０人となっております。以上でございます。

○牧里会長

はい、それでは最後の各市の一覧についてでしたけれども、１人当たりの利用時間は出るのかということ、ゼロ時間とかもあったけれども、その辺りの事実確認はどうなっているのか、指導も含めてですけれども、それについて、もしお答えがあればいただきたいと思います。

○事務局

障がい福祉企画課です。先ほど委員から指摘がありました重度訪問介護の実績のところ、人数１人に対して使っている時間が１時間というところにつきまして、市には問い合わせをさせていただきました。

　事実を確認しましたところ、このデータにつきましては、月平均でお示しするということになりますので、実績の１０時間を１２で割り戻すと、小数点の数字が出てきてしまうので、付け方としてこういう出方をしてしまいますので、ここは注釈を付けるとか、見せ方を工夫する必要があるかと感じるところでございます。

○委員

１人１０時間でも、それはおかしいですよね。それは居宅介護でしょう。支給決定のあり方もそんなに低いのであれば、それは違いますよと。見守りも含めての長時間ですから、そんな支給決定はおかしいというのを、きちんと指導していただきたいと思います。

　先ほどの回答で忘れられている共同住宅、府営住宅のほうは、（６）項ロ・ハのグループホームの延び、あるいはグループホームの件数の延びは分かりませんか。

○事務局

今日はすみませんが。

○委員

１点だけ、地域生活支援拠点を聞くのを忘れたので。地域生活支援拠点ですけれども、今、２カ所を大規模グループホームみたいなかたちだとか施設でつくられているんですけれども、面的整備で進めていただきたいと思っています。ただ、その報告書ができているはずなのですが、今日もお示しがないので、大体の内容を説明していただきたい。これからの地域基盤の議論に大きく関わる問題ですので、示していただきたいと。

　さっきの市町村別のデータでも、見ていると、各市町村のばらつきもありますけれども、各圏域でかなりのばらつきがあります。例えば、昔から精神の生活介護は、南のほうではほとんど少ないということがあったりするわけです。

　だから圏域ごとにもグループホームだとか、日中活動ですとか、介護とか、大きな基盤のばらつきは、これからの地域生活支援拠点で緊急ケースを受け入れたときでも振り先がないのです。受け皿がないという問題に直結いたしますので、ぜひとも圏域ごとの社会資源の整備状況についても示していただいて、地域生活支援拠点が面的整備型でネットワークを張るならば、そこで不足している社会資源を圏域ごと、市町村別に明らかにしていただきたいと思います。

○牧里会長

これは要望ということでいいですか。

○委員

はい。地域生活支援拠点で何か一言ないですか、報告書をせっかくつくっておられるのに、何もこの場で説明はないのですが。

○事務局

　生活基盤推進課でございます。委員ご指摘のとおり、地域生活支援拠点整備の促進に向けた報告書は、先週の地域支援推進部会で案がまとまりました。最終、文言の修正等ございますので、それを受けて公表ということになります。

　大きなポイントは、国が示しております地域生活支援拠点に求める五つのポイントの内、大阪府としてはこれが必須ですよと、これを抜いては考えられませんよという内容をお示ししております。

　それと第４期の障がい福祉計画期間中にはここまでは取り組んでくださいよという内容、それと議論する場は必ず市町村の当事者を含めた、当事者の方に入っていただいた自立支援協議会的な場で議論をしてくださいよという内容。

　それと続いては、大阪府としてのモデルパターンです。こういう拠点をつくるのであれば、これぐらいの費用が掛かりますよというモデルパターンをお示しいたしました。最後に厚生労働省に対しまして、拠点を全国的に展開していくのであれば、広域から財政支援が必要ですよという内容の提言をまとめております。

　事前に団体にもお声掛けをさせていただいて、内容を確認いただいたうえで取りまとめたものでございます。できるだけ早くホームページ等で公表できるように、また当然ながら市町村等関係団体にもお示しをしまして、来年度の体制整備に向けて取り組んでいきたいと思います。以上でございます。

○牧里会長

市町村別でばらつきがあるのではないかというご指摘もありましたけれども、そのことについても、何か触れてあるのでしょうか。

○事務局

そうですね、市町村はかなりばらつきがございます。毎年ヒアリングをやって、そこは聞いているのですが、うちのほうが基盤促進ワーキングで拠点について検討を始めたという情報を受けまして、少し市町村のほうでは前に向いて動き出したかという気がしておりますけれども、まだまだ底上げが必要ですので、そこは報告書を出すだけではなく、そこをご理解いただいて、説明もきちんとしていこうとは考えております。以上でございます。

○牧里会長

はい。それではほかの委員の方、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

○委員

重度訪問介護の関係で、私もこの国の議論にも関わってきたのですが、対象が行動援護の対象者から重度の対象となりますけれども、そもそもニーズを把握しているかどうかなんです。この数字は考えられない数字なんです。

　私も強度行動障害の支援に関わっていて、これは実際に対象の人、要は行動得点と支援区分の関連で、これの利用対象者の把握というのは、ニーズ把握がまずされているかどうかということについてお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○牧里会長

市町村がニーズ把握をしているかということを把握しているかどうかですね。そういう質問だと思いますが、はい。今の状況で説明していただいて結構です。

○事務局

障がい福祉計画を策定する際は、市町村のほうでも、それぞれの圏域の障がい者の方に対するニーズ把握はやってはおりますけれども、それがどこまで深く掘ったかたちでやっているかというのは、それぞれの地域の状況によっているということになろうかと思います。

○牧里会長

先ほどの話を受けましたけれども、数字的に少しおかしいとか、そういうことを質問されるのか、しているのかどうかということでありますが、その辺りはどうでしょうか。

○事務局

そうですね。その辺りにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、来年度、第５期の計画を立てていくということになりますので、その中でこういったご指摘も、われわれのほうでも踏まえたかたちで、市町村ときっちり話をしていければと思っております。

○牧里会長

はい、よろしいでしょうか。次以降にきっちりとやっていこうということで説明いただいた。

○委員

これは、もうあり得ない数字です。堂々と出してくるというのが、どうかなと。

〇委員

この間、市町村の数値の積み上げでしかないんです、府の数値目標は。だからむしろ、やはり地域生活支援拠点の面的整備をするに当たっては、これだけは要りますよと、連携先がなかったら元も子もないわけですから、そういう目標を立ててきっちりと、遅れている市町村、遅れている社会資源を、ちゃんと整備するように、事業所にも各市町村から働き掛けろというようにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○牧里会長

府と市町村の関係もあるでしょうが、数字自体の中で理解しがたいものについては、やはり調査をすることは、当然府の広域行政としては言い分もあろうかと思いますので、その点はよろしくお願いしたいと思います。強力な指導をどの程度できるのかというのは根拠も要りますので、その辺りもどういう指導が可能なのか、ご検討をお願いしたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

　ほかに、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○委員

４ページに精神障がい者の地域移行が書いてありますけれども、この下の括弧の中の二つ目の地域移行支援の利用が前年度に比して減少しているということで、今後については、精神障がい者の特性に合った制度改善や現状に合ったきめ細かい報酬策定上改善と書いてありますが、この辺を具体的に説明していただけないでしょうか。

○牧里会長

はい、いかがでしょうか。

○事務局

はい、地域移行支援は国の制度なのですが、基本は６カ月間という期間が決められております。ただ、精神障がい者、特に長期に入院されていた方が退院を目指そうという場合に、６カ月は非常に短いという気がしております。

　ですから、別に６カ月延長は可能なのですけれども、その手続きにかなりの時間を要しますので、精神障がい者の特性に配慮いただいて、最初から１年とか、そういう設定もありなのではないのかという提言をしていきたいと思います。

　厚生労働省が去年行った調査におきましても、全障がいのトータルですが、６カ月で終わっている方が６割、逆に言えば、４割以上は６カ月以上かかっているという数値が出ております。

　あと細かい報酬算定上の改善ということで言いますと、先ほどから言っております地域移行支援の支給決定を受けなければ、その先に進めない。例えば一度退院してみようとか、宿泊体験してみようとか、そういうことも地域移行支援決定を受けないと先に進めないという状況ですので、そこに至るまでの取り組みを評価するような制度、一度宿泊体験をしてみるとか、そういった制度に対応してほしいということで考えております。以上でございます。

○委員

はい、ありがとうございました。国のほうにいろいろ要望は出しているのですが、その国がなかなか応じてくれないとか、そういったときに府独自として何かやる施策といいますか、そういったものは考えられているのでしょうか。

○事務局

はい。今、見ていただいている４ページの表ですね、ＰＤＣＡサイクル管理用シート。改善Ａの欄の三つ目のポツ、今回の報告書をまとめていただきましたワーキングから大阪府に対しまして、寛解院内患者であって１年以上入院している患者の完全解消を目指しなさいということで、これは期間限定３年間で完全に解消してくださいと。

　ざっと申し上げますと、今、１年以上長期入院されている患者さんが９９００人おられるのですが、その内、症状が軽くなった院内寛解状態、家でも生活できますよというぐらいの方が７４０名ほどおられます。最低限その方たちについては、何とか今すぐにでも入院解消を、退院してもらう必要があるということで、大阪府に対しては３年ぐらいの計画を持って進めていきなさいということで提言をいただいております。

　それを受けまして、厚生労働省の制度改善の要望であるとか、報酬の引き上げとか、要望しているのですが、なかなか聞き入れられないと思います。その場合、大阪府として、単独例でも検討していかないといけない課題かと考えております。以上でございます。

○委員

はい、ありがとうございました。よろしくお願いします。

○牧里会長

はい、ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

私どもの施設は、社会的養護のある障がい児をお預かりしている施設ですが、年齢超過１８歳以上の方が、今、数名いるのですが、質問ですけれども、１ページの施設入所者の削減の実績数、平成２７年度は１０４名となっているのですが、ここには障がい児の施設の入所者の数も含まれているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

これは含まれておりません。

○委員

子どものほうの福祉施設についてのデータというのは、どこかで把握していただいているということでよろしいでしょうか。

○牧里会長

はい、いかがでしょうか。

○事務局

地域生活支援課です。よろしくお願いいたします。この計画には障がい児のデータは、ここには入っていないですけれども、われわれのほうで入所児童の数、年齢超過の方の数は把握しております。ただ、今のところ、申し訳ないのですが持ち合わせておりませんので、その人数のデータをお示しすることは今はできないですけれども、数はわれわれのほうで把握しております。

○委員

ありがとうございました。

○牧里会長

はい。ほかにいかがでしょうか。なければ次の議題にいきたいと思いますが、はい、どうぞ。

○委員

地域移行について、もう一言申し上げます。やはり何十年も施設や病院の中で放ったらかしになっていると言ったら語弊がありますが、市役所から見れば、施設に入所する、あるいは病院に入院したら、それで問題解決みたいなかたちで済まされてしまっていて、ケースワーカーは施設や病院に訪れたりすることはほとんどなくなっているという状態があります。

　ぜひ、市町村、区ごとに、入所者、入院者、社会的入院者も含めて数を出して、どの施設、病院に何人ずつおられるのか。それはもともとそちらの市民ですよということで示していただいて、自立支援協議会や団体にも手伝ってもらって、ぜひ、各施設、病院を回って、ご本人の状況、移行を把握するような、そんな取り組みをぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○牧里会長

はい、いかがでしょうか。

○事務局

お手元の資料２ページをご覧ください。ＰＤＣＡのサイクル管理用シート改善のＡでございます。右側の上から施設入所者の地域移行に係る他府県動向と合わせて入所者本人の移行との実態把握について検討する。

　これはワーキンググループ報告書の抜粋でございまして、今、委員が言われたように、各市町村が、各入所施設に入所されている方の移行調査をやるという気運が高まってきているのですが、各市町村がばらばらでやるのではなく、府として統一してやったらどうですかという提言をいただいておりますので、また調査の方法、内容等は関係団体に詰めさせていただきたいと思います。

　それともう１点、精神障がい者の入院の状況ですが、一般社団法人大阪精神科病院協会のご協力を得まして、毎年１回、在院患者調査をやっております。こちらで得られました大阪府下全病院の入院患者の状況を、何年以上入院している方、何歳の方というデータがございます。

　それを各市町村には提供をしておりますので、活用いただいて自分のところの住民がどこの病院に何人入院されているのかなど、分かっていただけるということになっております。今までデータの渡し方が、私どもが非常に荒っぽい渡し方をしておりましたので、今年度から丁寧に各市町村保健所に渡すようにしましたので、今後は活用しやすくなってくれると思っております。以上でございます。

○牧里会長

はい。では、よろしいでしょうか。

　次の議題に移りたいと思います。議題（２）「第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会の検討状況について」、ご検討いただきたいと思います。これも、まず事務局からご説明をいただきたいと思います。

○事務局

はい、事務局でございます。本日は、こちらの第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会会長の委員がご欠席されておりますので、事務局で代わってご報告させていただきたいと存じます。

　資料２をご覧ください。こちらに、検討状況について中間報告ということでまとめさせていただいております。大阪府におきましては、平成２４年度から平成３３年度末の１０年間を計画期間といたしております第４次大阪府障がい者計画に基づきまして、さまざまな分野にわたる施策を計画的に推進してきているところでございます。

　しかし計画策定後も、さまざまな法改正でありますとか、新たな法律が施行されるといった状況が変化してきていること、そして、それに応じて新たなニーズが出ているといったこと、それから府の施策の推進状況などを踏まえまして、この計画をより実効性のあるものとするために、中間評価・見直しに着手するということになったわけでございます。

　これを検討していただく場といたしまして、本推進協議会の下に第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会を設置していただきまして、本年４月から前半９月にかけまして計４回部会を開催いたしました。この中で、計画、評価見直しの対象とする範囲でありますとか、整理したうえで、生活場面ごとについて議論を進めてきたところでございます。

　この評価・見直しを適切に実施するためには、府内の障がい者の方の生活実態やニーズを、客観的データとして把握することというものも不可欠であるということでございますから、障がい者の生活ニーズ、実態調査といったものもあわせて実施することといたしまして、この部会において調査票についても検討を行っていただいたところでございます。

　では２ページをご覧ください。点字版資料では４ページ中ほどになろうかと存じます。ここで、まず計画の見直しの対象内容をどこにおいているのかということをお示しをしております。

　計画の構成につきましては、真ん中の辺りに表としてお示しをさせていただいておりますけれども、計画の基本理念でありますとか、基本原則、それから最重点施策といったものにつきましては、基本的には見直しの対象とはしておりません。大阪府は取り組むべき施策でありますとか、事業といったものを具体的に掲載しております第３章第２節を中心にご確認をいただいて、検討をしていただいている状況でございます。

　また、この本計画期間が申し上げておりますとおり１０年間ということで、平成３３年度末でございますけれども、こちら第４章にセットインされております第４期の大阪府障がい福祉計画が、次回平成３０年から平成３２年の３年間を見渡した計画ということで第５期の障がい福祉計画ということで見直しがなされることになるわけですが、こちらの周期が３２年と３３年で違ってくることもございますので、長期計画の周期を１年早めて３２年度末としてはどうかといったご意見もいただいている状況でございます。

　３ページをご覧ください。点字版では７ページからとなってございます。ここから、現在検討を進めていただいております生活場面ごとの議論についてご紹介をさせていただいております。現在、生活場面１から３まで議論を進めてきた状況でございます。

　まず、生活場面１でございます。地域やまちで過ごすということでございます。この章では、入所施設、精神科病院から地域生活に移行して、そして地域で暮らし続ける。さらには、まちで快適に生活するまでの大阪府の取り組みを記載している章になってございます。

　ここにつきまして、大阪府の施策、事業の進捗状況、既存の検討会等におけます個別の議論、それから社会状況の変化を踏まえまして、事務局として論点を３点お示しさせていただきまして検討をいただいたところです。

　検討すべき論点といたしましては、施設でありますとか、精神科病院からの地域移行について、そして地域生活支援拠点等の整備促進、ケアマネージメントの強化ということでお示しをさせていただきました。部会の中では、これらの論点に限らず、幅広い観点から意見をちょうだいしたところです。以降、それぞれのカテゴリーごとにさまざまなご意見をご紹介しているところでございます。

　４ページをご覧ください。施設からの地域移行、それから精神科病院からの退院促進について共通の内容ということでは、地域で必要なサービスが十分に提供されるように事業所不足の解消でありますとか、人材の確保といったものが必要となってくる。

　また地域移行支援、それから地域定着支援の利用拡大でありますとか、体験の場の確保といった方策についての検討が必要というご意見もございました。現在入所または入院されておられる方をリストアップし、訪問して、本人の状況であるとか、希望を把握する仕組みが必要なのではないかというご意見もちょうだいしております。

　そういったことを進めていくためには、きっちりコーディネーターを配置していく必要があるのではないか、また地域移行に至るまでの初動期の取り組みもきっちり評価していく必要があるのではないかというご意見もいただいております。

　また５ページでごさいますけれども、入所施設からの地域移行について、施設入所者の方の状況でありますとか、地域での生活に関する移行の適切な把握、それからアウトリーチが可能な仕組みの構築が必要になってくるのではないかといったご意見をいただいております。

　精神科病院からの退院促進という観点につきましては、精神科病院、そして保健所、市町村をはじめとします関係機関の役割を明確化するとともに、ネットワークの構築が重要になってくるというご意見をちょうだいしております。

　また６ページでございますけれども、住まいの場の確保につきましては、やはり地域に移行するということに関しては、住まいの場の確保が必須になってくるというご意見が出てきております。それに付随いたしまして、グループホームでのスプリンクラー問題のご指摘も、この中でも議論をいただいたというところでございます。

　７ページでございますけれども、地域生活支援拠点等につきましては、やはり親亡き後の問題の絡みとも関連しまして、親が健在なうちに子どもさんが各地域で暮らしていける姿をイメージできるようにすることのためにも、地域生活支援拠点等の機能について、きっちり明確にしていくべきではないかというご意見もいただいております。

　またこういった機能を果たしていくためには、やはりきっちりとした財政的な裏付けも必要になってくるのではないかというご意見をちょうだいしております。

　８ページでございます。計画相談支援についてということでございますけれども、サービス等利用計画につきましては、やはり一定の質を担保していく仕組みがきっちり構築されなければいけない。またそのためにはやはり明確な報酬算定が必要になってくるというようなご意見をいただいております。

　９ページでございます。地域のネットワークについて、こちらにつきましても、地域ネットワークの構築と強化によって、地域生活の体制整備をきっちりやっていく必要があるのではないかということ。地域の受け皿づくり、それからネットワークづくりの重要性について、きちんと計画に明記して、より高い具体的な目標を設定していくことが必要なのではないかといったご意見をちょうだいしております。

　それでは１０ページをご覧ください。生活場面２、学ぶでございます。点字資料では３０ページからとなってございます。この場面では、障がいでありますとか、発達の遅れの早期発見から早期療育のステージを始めまして、幼児期から高等教育、就労等に至るまでの教育のステージ、そして地域での教育における大阪府の取り組みを記載しているところでございます。

　この場面では、発達障がい児者の支援、放課後等デイサービスの支援、質の向上、支援学校の就労支援の充実といった論点をお示しさせていただきました。部会では、これら論点に限らず、とりわけ学校教育につきまして、多くのご意見をちょうだいしたところでございます。

　ご意見の主なものをご紹介させていただきますと、障がい福祉サービスだけではなく、連携の仕組みを地域の中にどうつくっていくかということが課題ではないかということ。それから発達障がい児者の支援という観点に関しましては、やはり早期発見、早期発達支援の取り組みが進むことをきっちりやっていくべきではないかということ。それから家族に対する支援の充実も必要になってくるということ。またライフステージごとに切れ目のない支援が必要になってくるというご意見をちょうだいしております。

　また、放課後等デイサービスの支援の質の向上という場面におきましては、質の向上自体も重要な観点ではありますけれども、そういったこととは別に、児童期の暮らしを支える仕組みがないという現実をどのように受け止めて考えていくのかということも重要であるというご意見をちょうだいしております。

　また、１２ページにまいりますと、支援学校の就労支援の充実、１３ページはインクルーシブ教育の充実についてという観点から、そして１４ページになりますけれども、小・中学校教育の充実についてという観点によりましては、やはり教育と福祉の連携、それから適切な役割分担が必要であるといった観点。そして通学保障の問題についてといったご意見をちょうだいしております。

　それでは１７ページをご覧ください。点字資料では５３ページからでございます。生活場面３、働くということでございます。この章では、障がい者雇用の拡大、関係機関の連携、就労移行支援・就労継続支援の充実・強化。さらには多様な障がい者の働く場の拡大でありますとか、長く働き続けることができる仕組みづくりといった観点で大阪府の取り組みを記載しているところでございます。

　この中では、障がい者の雇用として、就労の促進、そして障がい者の職場定着支援、工賃水準の向上といった論点をお示しさせていただきまして、この論点に沿った多くの意見をちょうだいしたというところでございます。

　その中のご意見といたしましては、障がい者の雇用の拡大というところでございますけれども、平成３０年から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わってくるということを受けまして、精神障がい者の方の職場定着を高めていくための支援をどのように考えていくのかといったご意見。

　それから１８ページ、障がい者の就労促進ということに関しましては、Ａ型事業所のサービスの質の担保を図っていくための対応を考えていくことが必要であるということ。就労移行支援事業所の二極化についてどのように対応していくのかといった点。

　それから精神障がい、身体、知的、難病、それぞれの特性によって就労の形態を変えていかなければならないのではないかといったようなご指摘。１９ページでございますけれども、職場定着支援に関しましては、障がい者、それから事業主、支援機関とのネットワークの構築、強化していく取り組みといったものを通じて、定着支援につなげていくことが必要ではないかといったご意見をちょうだいしました。

　２０ページでございます。工賃水準の向上について、全国平均と比較しまして、大阪府は低い工賃水準でございますけれども、その要因をあらためて分析することが必要なのではないかということ。また、分析するに際しても、金額の平均を見ることでいいのかと。会社で働ける方と、重度の方と、そういった違いも見るべきなのではないかといったご意見。

　また分析するに当たっては、時給がどうなっているのかという視点でありますとか、１日当たり、ひと月当たりの業務量の分析も必要になってくるのではないかというようなご意見等をいただいたところでございます。

　それでは２１ページをご覧ください。障がい者の生活ニーズ、実態調査ということでございます。生活場面ごとの議論とともに、現在の障がい者の方のニーズ把握をするための実態調査につきまして、アンケートの質問項目についても本部会でご議論をいただいたところでございます。

　調査の概要といたしましては、８０００人規模を対象に実施するということで進めてございます。内訳としましては、こういう記載をさせていただいているとおりでございます。調査方法といたしましては、郵送により対象者の方に調査票を配布して、無記名で回収をするということでございます。１１月上旬までを期間といたしまして、その後、大阪府のほうで、集計分析を実施してまいりたいと考えております。

　現在、発送を終了しておりますので、順次対象者の方のお手元に届いている状況であるということでご報告をさせていただきます。調査票につきましては、参考資料ということで添付をさせていただいております。また、参考にご覧いただければと思います。

　それでは２２ページをご覧ください。部会の今後の検討スケジュールということでございます。第４回まで終了してございます。第５回以降、１１月を予定しておりますが、４回程度議論の場を設けたいと存じております。残りの生活場面は三つございます。そちらを検討したうえで部会としての意見具申（案）を取りまとめていただくことで、トータル４回程度で部会としての意見具申（案）を取りまとめていただきまして、また最終、推進協議会にご報告していただき、推進協議会としての意見具申ということでまとめていただければと存じております。

　事務局からは以上でございます。

○牧里会長

はい、部会を設けていただいて４回ほど検討を重ねた中間報告の取りまとめを、今、ご報告いただきました。これについて、皆さまから、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

○委員

大阪府立ろう支援学校の充実というところについて記載がありますが、今までの見直し部会、検討で、お話しされたかどうか分かりませんが、現在聴覚障がいは聴覚の支援学校が大阪府には四つあります。２年ぐらい前まで大阪市立ろう学校ということで、大阪市立がありましたけれども、現在府立になっております。大阪府立では、聴覚の支援学校は四つごさいます。その四つを見ますと、以前大阪市立のところが今は中央聴覚支援学校になっていると思いますが、幼稚部から高等部まで、聴覚の子どもたちがそこへ通っています。

　それ以外は、大阪府立堺聴覚支援学校、大阪府立生野聴覚支援学校、そこは中等部までです。そして大阪府立だいせん聴覚高等支援学校は、聴覚の高等部だけがある学校です。

　その四つの学校の現状を見ますと、聴覚障がいとほかの障がいを合わせもった重複障がいの子どもたち、その数は増えてきています。増えているという意味は、聴覚だけの障がいの場合、聴覚単独の障がいの子どもの場合は、地域の聞こえる学校に通っていきます。ですから、自然に重複の子どもたちが増えているように見えるわけです。

　問題は、小・中学部までの支援学校を卒業した子どもたちは、だいせんの高等支援学校に行きます。そこは支援の体制が十分ではありません。普通科を入れて、職業科もあるようですが、重複の子どもたちの支援、社会に将来出るための支援が現状ではできていないということです。

　元大阪市立の支援学校のほうでは、そちらのほうに変わってくる子どもたちがいるわけです。そちらの学校は重複の子どもたちが、そちらの中央の支援学校に今、増えています。また中央の聴覚支援学校の高等部を卒業した子どもたちは、社会に入るわけですけれども、手話のできない、手話のないところが多いので、親とすれば自分の家の近くの施設に通わせざるを得ない状況です。

　でも実際のその施設は、手話のできる人がいないというところがほとんどで、施設の中で一人ぼっちで、黙ったまま作業する、そういう生活をしている状況があります。

　もし、そういう内容を調べておられないのでしたら、その辺りのことも考えていただきたいと思います。手話を通して支援ができるかどうかというところも考え合わせて、部会の中で、ご相談、お話をしていただけたらと思います。

○牧里会長

はい、聴覚障がい者の支援学校の実情について、どの程度まで把握できているのかという、支援が必ずしも十分ではないのではないかという、ご質問を兼ねた実態についてのお伺いですけれども、いかがでしょうか。

　特に答えられる人は、今、いない。ということは、関係部局に今の趣旨をちゃんと伝えていただいて把握していただけますでしょうか。

○事務局

関係部局にお伝えさせていただきたいと思います。

○牧里会長

はい。よろしくお願いします。

○委員

３ページ目のところ、地域やまちで過ごすという項目について、下から二つ目の○で、相模原市の事件を受けてということで、施設の安全確保と措置入院のあり方と書かれている項目があります。この件について、この議論のもう一つ前提の部分として、２点押さえておくべき点があるように思います。

　その一つは、まずは今回の事件というものが、施設の職員によってなされているということ。そういう施設職員の方々において、命を大切にするという研修や、仕事場の中における不満などが出たときの窓口というものを、きちんと研修の場においてキープしていたのかどうか。二つ目には、あの行為を行った方が、言葉を発することができない障がい児者を生きる価値のないものとみなしていた、そういう優生思想の極端な考え方に基づいて行動をしたわけですが、それ以前の措置入院のところでは、そういう考え方を手紙に書いていたという段階で、措置入院の対象となっているわけです。

　これまでの大阪府下での措置入院のあり方に関する議論の中では、考え方を持っているという段階で措置入院の対象とすることについては、あってはならないということで、行動化があって初めて措置入院の対象となる、そのような議論が、これまではございました。そういう意味で、再度その辺りの前提の部分を、大阪府下において再確認しておく必要があるのではないかと感じています。

　このまま彼の取った行動を前提にして、措置入院のあり方検討がなされることに関しては、非常に疑問があります。以上です。

○牧里会長

かなり重い問題ですけれども、こういう措置入院のあり方、こういう障がい者施設でそうやって職員の研修とか、ある種リスクマネジメントと言うのでしょうか。この辺りについては、どういう議論がなされているのか、されていないのか、これからする予定なのか。そういうことを含めて、ご意見があればいただきたいと思いますが。

○事務局

障がい福祉企画課長でございます。相模原の事件そのものについて、本当に極めて重大なことであって、かつあってはならない、許しがたい事件だと思いますし、また容疑者の発言についても、本当に許しがたい内容かと思っております。

　今日は申し訳ございません。養護措置に担当しているものが欠席でございますので、こういったご意見があったことについては、しっかりとお伝えさせていただきたいと思っております。

○牧里会長

はい、引き続き検討といいましょうか、整理をしておいていただきたいと思います。

○委員

総合支援法の改正のところで、これは債務に関わるのですが、意思決定支援ということについて、非常にこれから重要になってくると思うのです。例えば入所施設からの地域移行についてもご意見が出ていますけれども、意志決定の支援をどうするかというところで言いますと、体験の支援は非常に重要で、私どもはやはりグループホームで施設の利用者が体験をすると、いろいろな経験の中で分かってくる、そこから本人の意志決定の支援を支えるとか。

　そういうことについて、就労支援もそうなのです。学校から就労移行の支援をするときに、本人の意思決定を支えるというのをどうのようにするのか。発達障がいの人たち、知的障がいの人もそうですけれども、なかなか体験をしないと、自分でどういう働きをするのか分からないわけでして、その辺の具体的な、それぞれの場面における意思決定支援は、今後全てに関連して重要になってくると思っていますので、それについて、どう仕組みづくりをされるかということについてお聞きしたいということでございます。

○牧里会長

はい。意思決定支援のあり方について、これまでどういう議論があったかということ、これからの議論の課題として、どのように考えていらっしゃるか、もしこれもご意見があればで。

○事務局

確かに地域移行の前段階であったり、就労支援に係るところの前段階であったり、さまざまな場面での体験の場というところ、個別の中ではそういった議論をなされておりますけれども、大きく意思決定支援のあり方というかたちでは、この間、議論がなされていないのは現状でございますので、今後の議論の中でそういったご意見を踏まえて考えてまいりたいと思います。

○牧里会長

はい、これからの課題ということでよろしいですか、はい、どうぞ。

○委員

よろしくお願いします。今回の調査では、発達障がいの方々に、本当に発達障がいの方々に送っていただいていますので、知的障がいの療育手帳か精神障害者手帳か、そちらも分かるようになっているということで、ありがたく思っています。本当にありがとうございます。

　先ほど委員もおっしゃいましたが、この相模原の事件から、発達障がいのお子さんが、療育手帳を持っていらっしゃる方なんですけれども、やはり人間として扱ってもらえないということをおっしゃって、療育手帳も取りたくないと言われまして、非常に親御さんも困惑され、ご親戚も皆さん、やはり取るようにとかなり指導をして、精神科のお医者さんにご指導を受けて取ることになりました。

　やはりこれによってとても不安を感じ出していらっしゃいますので、これ以上に障がいということが、そんなにまで、人間尊重であるということを、やはり市民の方々に分かっていただけるようにお願いしたいと思います。

　また災害の養護支援などでは、地域で支援名簿をつくるときに、やはり障がいの中で、身体障がい者の方はとてもご理解があるんですけれども、知的障がい、精神障がいになりますと、すごく怖く感じる方々もいらっしゃいまして、この相模原の事件で、大阪市でそういう見守り養護支援というのができているんですけれども、啓発活動ということで、こういうことをしないといけないという話が出てきています。

　ですから、やはり障がいのことに対してもう少しご理解をいただけるように、またご支援をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい、障がい理解の啓発というのでしょうか、もっと積極的に進めていただきたいというご要望になりましょうか、はい。

　ほかにどうでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

３点ありまして、この議論には参加させていただいて、毎月大変なんですけれども、示された論点、検討すべき論点がかなり狭くて、いろんな意見が出されているのですが、ぜひとも、それぞれの課題で出た意見を具体的に記述いただきたいと思っております。

　相模原の事件も、あまり議論する時間もなかったんですが、やはりいろいろな影響が思わぬところで出ていて、精神障がいの人は、外へ出ていたらそういうふうに見られるのではないかということで、引きこもりにつながったり、ご家族もやはり施設から出すと危ないかなということで、グループホームへの移行ができないなど、いろんなところで影響が出てきますので、これは国の責任で、今、検証はされていますけれども、どうも措置入院とか、医療、施設の防犯体制みたいなところに議論がいっていますが。施設の中での対応はどうだったのか、なぜ、そういう非常に残虐な意識を持つに至ったのかという経過を、検証の結果を国にも求めながら、それが出てきた段階で、大阪府下でも、やはりそれについて、どう総括して、どんな対策が府としても考えられるのかというのを、ぜひ、この場でも議論できるような機会を設けていただきたいというのが一つです。

　それと、地域生活支援拠点は、やはりコーディネートと言われていますけれども、ただ、国の補助は地域生活支援事業の枠組みで市町村では使えないので、それを国にも求めながら、大阪府としてコーディネート補助をしっかり検討するのと、あとはいろいろな障がい者を受け入れられるグループホームをどう広げていくかということで、ぜひ、対策を検討いただきたいというのが２点目です。

　それと全ての課題に絡んでくるのですが、「障害者差別解消法」の課題です。この間も移動支援でやっぱり各市町村、ホテルの１泊旅行が、ホテル内の介護は全部駄目にしている市町村が多いのです。だから事業所が介護で行ったときも、ホテル内は提供できなくて、帰らないとあかんのかということをしたら、これは「障害者差別解消法」の合理的配慮の不提供に当たってしまうわけですね。

　だからそれを事業所として、差別をしてしまう、合理的配慮を提供できないとなってしまう課題について、きちんと精査して示していくとか、あるいは駅の無人化問題ですね。これなども別の電車までかなり待たされる、職員が走ってくるまで待たされるとか、別の駅から乗ってくれとかいうような、そういう不利益を被っていたり。

　あるいは小学校で、最近給食のミキサー食を提供してもらおうと思ったら、委託事業で、今、大阪市でえらく問題になっているんですけれども、ミキサーにかけるだけの手間で、親が毎日来さされているという、これも完全に合理的配慮の不提供ですから、行政がやったらあかんやろうということなんですけれども、委託事業だからということで、まだ決着がついていないという、いろいろな課題で、そういうように「障害者差別解消法」の問題は出てきているわけです。

　これは人権の権利の項目で、まとめて書くとすればかなり多くなってしまうので、それぞれの項目において、やはり「障害者差別解消法」で解決すべき課題というのを、ぜひ、項目で盛り込んでいただけたらと思っていますが、いかがでしょうか。

○牧里会長

はい、幾つか出ましたが、まだ、先ほどから何度も出ています相模原事件の府としての考え方とか、もちろん、われわれがどんなふうにこれを考えるかという、少し意見交換する場も、きちんと用意したほうがいいのではないかというご意見でしたけれども、まず、その件について、何かありましたらいただきたいと思います。

○事務局

　相模原の事件について、ご意見をさまざまいただいております。実はこの議会で、委員会の場におきましても、そういったご質問もいただいております。

　国の議論の中では、安全対策であったり、あるいは措置入院のあり方ということを議論されておりますけれども、一方で施設については、地域に開かれた施設という思考を失ってはいけないですし、あるいは一番大切なことは、府民一人一人の障がい理解と申しますか、そういう部分について、しっかりと啓発をしていかないといけないということだと思います。

　そういった啓発等について、しっかりと取り組んでいきたいということと、また今回の計画の中に、もともとそういう啓発という部分については記載がございますけれども、そういうことをより強化していくといいますか、そういったことにつきまして、これから推進協議会なり、検討部会の中で、またご意見等を賜ればと考えております。

○牧里会長

はい。それからグループホームの受け入れをもう少し緩和するというのか、幅を広くするというような意見もあるのでしょうか。その辺りはどんな議論になっておりますでしょうか。

○事務局

はい、２点ございました。地域生活支援拠点でコーディネート機能をする人を配置せよというお話、それとグループホームの受け入れでございます。

　施設入所者の地域移行、それから地域生活支援拠点、精神障がい者の地域移行、全て含めまして、やはりコーディネートをする人は、相談支援事業所とは別の場所がいるよね、別の手当てをするべきよねという議論がされております。報告書にもちゃんと書いてありますので、そういった点で確保に努めていきたいと思います。

　それとグループホームでございます。これも同じように議論しておりまして、重度化、高齢化された方が地域で暮らしていただくために、グループホームで暮らしていただくためには、どういった制度であるべきかという議論をしておりますので、これも国に要望するかたわら、大阪府としても何らかの施策が打てないかという検討もしてまいりたいと思います。以上でございます。

○牧里会長

「障害者差別解消法」について、いろいろ課題が幾つか指摘されているわけですが、これについてはどうでしょうか。

○事務局

「障害者差別解消法」から見ての課題ということでご指摘をいただきました。制度の問題と、「障害者差別解消法」に基づく差別という問題、いろいろ難しいところはございますけれども、いずれにしましても、「障害者差別解消法」の理念といたしまして、社会的障壁を除去するということが方向性として示されておりますので、そういったことを踏まえつつ、各事業について、そういった視点を踏まえて考えていくものかと考えております。

○牧里会長

はい、ほかにまだご意見はございますでしょうか。

○委員

私は実は以前に障がい児の入所施設にも勤めていたことがありまして、そこで１１ページの○の一つ目なんですが、障がいを持つお子さまが生まれたときに、早期の療育が必要だということが広く言われているところなのですが、現在、その療育を受けるためには、保護者の方が受給者証を取らないといけない。言ってみれば、自分の子どもが障がい児だということを認識しなければ、サービスがなかなか受けられないという状況になってきております。

　ただ、自分の子どもが障がいを持っているということを受容するということに、非常にいろいろな問題があって時間もかかることだと思うんです。時間がかかることによって早期療育の機会を逃がしてしまう、それが引いては、１０ページの下のほうにあります、本来は障がい療育でフォローされるべき子どもがフォローされないので、それが保育園や幼稚園で課題になってきているという状態になっていると思うのですが、そういうまだ受給者証を取らない、取っていない子どもたちへの支援が、具体的に何か考えられているのかという点をお聞きしたいということ。

　もう一つ、大阪府は、障がい児者地域療育等支援事業は、日本に誇れるような素晴らしい事業だったと思うのですが、今でも残っているというのは理解しております。ただ、昔とは全然違う、昔の地域療育等支援事業とは、まったくあり方が違うようになってきていると思うのですが、特に軽度の障がい児にとっては、この事業は非常に重要だと私は思うのですけれども、その辺をどのようにお考えなのか教えていただけたらありがたいと思います。

○牧里会長

はい、いかがでしょうか。

○事務局

まずご指摘のありました障がい者の地域療育支援事業の件ですが、今はその部分も機関支援というかたちでシフトしておりまして、その実態を踏まえて前回の見直し検討部会でご意見をいただいたところです。

　ご存じのように、実際の支援の実施主体が市町村に移っておりますので、各課、市町村と協力して、われわれは機関支援というかたちでバックアップをしていく中で、市町村にも協力いただいて、何かないのか検討していきたいと思っております。

　前段の手帳を受けなければサービスがなかなか受けられない、その間の期間の問題ですけれども、これについては、保育所、幼稚園で実際に保育や幼児教育をしていただいている中で、われわれのほうでも巡回支援のようなかたちで、何とか支援をできればと思って、そういうところに取り組みを、今やっているところです。以上でございます。

○牧里会長

それでは議題（３）に移りたいと思います。手話言語条例検討部会長から、ご説明をお願いしたいと思います。

○委員

手話言語条例検討部会部会長を務めております。よろしくお願いいたします。

　５月から８月にかけて４回にわたり、手話言語条例の方向性や、手話の普及に向けた取り組みに関する事項について、お二人のゲストスピーカーを招き、お話を伺うとともに議論を重ねてまいりました。

　本日は、その議論の成果を取りまとめたものを資料３、手話言語条例検討部会提言として、本協議会に提出いたしました。資料３の提言は、本文と資料集の２部構成となっております。資料集は９１ページにわたって部会の設置要綱のほか、前回の議事概要や配布資料を添付しております。

　では、提言の概要について説明をいたします。まず、１．はじめにをご覧ください。点字版で１ページになります。手話については、明治１３年にミラノで開催された聴覚障害教育国際会議で、その後の聴覚障がい教育のプログラムでの手話使用の排除等につながった決議がなされました。その後、日本においても聴覚障がいのある子どもたちへの教育は口話、音声による教育が中心となりました。

　平成１８年にようやく国連障害者権利条約で、言語に手話等の非音声言語を含むことが明記され、その４年後、平成２２年にバンクーバーで開催された聴覚障害教育国際会議で、明治１３年のミラノでの決議が撤廃されました。

　日本ではその翌年の平成２３年、「障害者基本法」に言語・手話を含むといった規定が明記されました。ミラノでの決議から１３５年余りを経た今年、ようやく大阪府で「手話言語条例」の検討がなされました。

　これらを受けて第４段落になりますが、「しかしながら、聴覚障がいがある乳幼児が言語として手話を自然獲得する環境を支える仕組みや制度、学びの場において手話で学び、手話を学ぶ環境づくりが不十分であると言わざるを得ないといったことを確認しつつ、こういった取り組み、制度を整えていかなければならない。このため、この部会で手話言語に係る条例や取り組みの方向性を検討してきた」という私たちの部会の思い、スタンス、方向性を示しております。

　次に２ページ、２．これまでの検討経過についてをご覧ください。点字版では３ページになります。これまでに４回開催した部会の検討経過について、お示ししております。議事会用も資料集に添付しつつ、ダイジェストとして取りまとめたものでございます。これにつきましは説明を割愛させていただきます。

　次に３ページ、３．手話言語条例の制定に向けてをご覧ください。点字版では７ページになります。今後、条例の制定や、それに関して取り組むべき内容の基本的認識について、部会の議論を基に整理しております。これは重要な部分ですので、読み上げることにいたします。

　「手話は言語です。言語、すなわちその人の使う言葉が認められるということは、その人自身が認められるということ。言葉が尊重されるということは、その人自身が尊重されるということ。言葉を言葉として認め、尊重するということは、その言葉を使う人たちや、その人たちの歴史や文化、権利を認め、尊重するということです。私たちは、今、手話を言語として認め、尊重していかなければなりません。

　しかし、大阪府における手話が言語であるということの認識度や手話への関心がまだ低く、また手話を自然獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、守る環境も不十分であると言わざるを得ません。

　手話を言語として認め、尊重していくための具体的な方向性として、人々のさまざまな生活場面、すなわち暮らす、学ぶ、働くといった、それぞれの場面で手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、守るという言語としての手話に関する取り組みを、大阪府と市町村、企業やＮＰＯ等が力を合わせて広げていくべきです。そして大阪府は、言語としての手話に関する取り組みの根拠となる条例を制定することにより、手話が言語として社会で認められ、手話を通じて心と心が結ばれる、そういう社会を目指していくべきです」。

　次に４ページから７ページにかけましては、基本認識としてお示ししている生活場面、暮らす、学ぶ、働くという場面に沿って主な意見をお示ししながら、もし手話が言語として尊重されるようになったら、今後どのような社会になっていくのか。このような社会になるだろうということを説明するとともに、そのためにまず取り組むべきことをまとめてございます。

　では、まず４ページ、４．暮らすをご確認ください。点字版では８ページになります。まず、基本的認識を挙げております。概略を説明しますと、手話は独自の文法構造を持つ独立した言語であること。本来言語の獲得は意図せずに、育ちの環境の中で、主に乳幼児期になされるものであり、その後の人格形成への基盤を築くことにつながるものであること。

　一般的な日本語の言語としての学びの過程と同じように、手話についても、聴覚障がいのある乳幼児とその保護者が自然に獲得する言語として手話を選択しようとするときに、そのことを支援する環境づくりが必要であること。

　このほか、今以上に多くの場面で手話を使うことができるよう、より身近な場で手話を学ぶことができる環境づくりが必要であることなどを示しました。

　この基本認識を反映したものとして、手話が言語として尊重されるようになったらというかたちで、目指すべき方向性を四つ挙げています。

　一つ目は、聴覚に障がいがある子どもと、その保護者が手話を獲得できる環境が整います。二つ目は、より多くの場面で手話を使うことができるようになります。三つ目、手話で学ぶ、手話を学ぶ、そういう人や機会が増えます。四つ目、手話に関してのさまざまな研究が進みます。

　さらにそのためにまず取り組んでいくことというかたちで、具体的な取り組みの方向性を二つ挙げています。一つ目は、聴覚に障がい、あるいは聴覚に障がいの疑いを含む、そういった子どもたちの言語能力の発達を支援するため、とりわけ乳幼児期における子どもと、その保護者の手話獲得を支援する、そういう環境づくり。

　二つ目は、より多くの人が言語としての手話に関心を持ち、誰もが手話を学ぶことに簡単にアクセスできる環境をつくる。以上が暮らすについての提言となります。

　次に６ページ、５．学ぶをご確認ください。点字版では１２ページになります。まず基本定義を挙げております。概略を説明いたしますと、聴覚に障がいがある子どもたちの通う学校などの学びの場では、かつて手話は言語として尊重されているとは言えない状況にありましたが、その後の聴覚に障がいがある人たちの運動や、学校の取り組みによって、学校にさまざまなコミュニケーション方法とともに、手話が取り入れられたこと、また、その影響を受けて、現在大阪府には総合的な学習の時間などを活用して、手話を学ぶ取り組みを進めている学校や、手話に関する課外活動に取り組む学校があること。

　こうした取り組みをさらに広げていくことで、学校などのさまざまな場で、手話で学び、手話を学ぶことができる環境づくりを進めていくことが必要であることなどを示しました。

　この基本認識を反映した目指すべき方向性として、手話が言語として尊重されるようになったらとして、三つ挙げています。

　その内の二つは、暮らすの中で申し上げた内容の再掲となります。一つ目は、学校など、さまざまな場で手話で学び、手話を学ぶことができます。二つ目は、手話で学ぶ、手話を学ぶ人や機会が増えます。再掲です。三つ目、手話に関してのさまざまな研究が進みます。これも再掲です。

　具体的な取り組みの方向性、そのためにまず取り組んでいることとして、四つ挙げています。一つ目、いわゆる総合的な学習の時間や自立活動などを活用して、学校で手話を学ぶ機会等を確保できる環境づくりを進めていくべきであること。

　二つ目、聴覚に障がいがある子ども等と関わりを持つ教員などが、手話を学ぶということを支援する、そういう環境づくりを進めていくべきである。三つ目は、学校の手話に関する課外活動を活性化させる環境づくりを進めていくべきであること。四つ目は、より多くの人が言語としての手話に関心を持ち、誰もが手話を学ぶことに簡単にアクセスできる環境づくりを進めていくべきであること。これは再掲です。

　以上が学ぶについての提言となります。

　次に７ページ、６．働くをご確認ください。点字版では１５ページになります。まず、基本認識を挙げております。概略を説明いたしますと、企業など働く場において、手話を言語として認め、広めていく取り組みが進んでおり、その中で、手話を使うことができる人を人材として尊重する取り組みとして、手話のできる社員が聴覚障がいのある社員をサポートする制度の導入や、聴覚障がいのある店員が手話やパネルだけで、お客とやり取りをするカフェなどの事例が見られます。

　また、多くの場面で手話を使うことができるようにするという例として、手話ができる店員に手話バッチを付けたといったサービスを展開しているなどの事例がございます。これらの取り組みを今以上に取り組んでいくことで、働く場で手話を使うことが尊重され、手話を使う機会を増やしていくことが必要であることなどを示しました。

　この基本認識を反映した目指すべき方向として、手話が言語として尊重されるようになったらということで、二つ挙げています。聴覚に障がいがある人や、手話で通訳のできる人など、手話を使うことができる人が人材として、より尊重されることが目指されます。より多くの場面で手話を使うことができるようになることが目指されます。これは暮らすにあった内容の再掲です。

　具体的な取り組みの方向性、そのために、まず取り組んでいくこととして、二つ挙げています。一つ目は、ＣＳＲなどに取り組む企業等と連携して、言語としての手話が社会に広まっていく環境づくりを進めていくべきであること。

　二つ目は企業等による積極的な言語としての手話の普及に関する取り組みをＰＲしていく環境づくりを進めていくべきであること。以上が働くについての提言です。

　最後に８ページ、７．今後の取り組みを強化する体制についてと、８の終わりにをご確認ください。点字版では１７ページになります。

　今後、この提言を本日の協議会提言としていただければ、大阪府において、条例や施策の検討を進め、来年２月の大阪府議会に条例（案）を提出する予定となります。そうした今後の大阪府の取り組みについて提言をしています。

　まず、７．今後の取り組みを強化する体制についてですが、手話言語に係る取り組みの実効性を確保するために、その実施状況や評価、必要に応じた見直しを定期的に行っていく必要があります。そのための場として、私ども手話言語条例検討部会を、名前を変えるかたちになるかとは存じますが、来年度以降も継続して活用していただいてはどうかということを提言しております。

　次の終わりに、については読み上げたいと存じます。「手話言語条例検討部会では、大阪府が制定すべき条例と、今後の取り組みの方向性を提言にまとめるため、４カ月にわたり集中的に検討してきました。大阪府におかれては、これまでの検討経過を十分に認識し、ここに提言した内容を実現すべく取り組まれることを強く望みます。

　その際はパブリックコメントを実施するなど、幅広く意見を聞き、必要な経費の確保に可能な限り努められることを期待します。この提言による条例や取り組みによって、大阪府が要請や派遣を行う、特に専門性の高い手話通訳者（以下手話通訳者）等への期待と、その役割は今後高まっていくものと思われます。

　また、手話通訳など、特に専門性の高い意思疎通支援を行うものを養成し、または派遣する事業（意思疎通支援事業という）は、第４次大阪府障害者計画に位置付けられており、現在、大阪府障がい者施策推進協議会の別の部会である第４次大阪府障がい者計画評価見直し検討部会で議論が進められています。

　この提言と車の両輪ともいうべきものである手話通訳者などの意志疎通支援事業について、引き続き計画評価見直し検討部会でしっかりと議論し、さらなる手話の普及に向けて必要な見直しを検討されることを望みます」。

　以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○牧里会長

はい。ただ今、部会長からご報告がありましたように、４回にわたって検討いただきました。先ほどご説明いただいたものを、本協議会の提言として判断したい、公表したいと考えておりますけれども、それについて皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

異議はないと思いますけれども。

○牧里会長

賛成のご意見、それからさらにまた、いろいろ参考になるご意見等もありましたら、他府県がどうしているとか、海外の事情までは知りませんけれども、アメリカではどうなっているとかご存じの方がいれば、ご紹介いただければありがたいですが。

　ちなみに私の勤めております関西学院大学の人間福祉学部は、手話を第二言語として、２００８年から位置付けております。要するにフランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語、朝鮮語に並ぶ手話というのが第二言語になる。ですから、それを取らないと私の学部は卒業できない人がいる、結構人気があって手話を取る学生も多いですね。

　それが社会に出て、どの程度どう役に立っているのか。それまで検証はできておりませんけれども、要するに当事者が学ぶということもありますが、周りの人が、それを学習するという、そういうことが必要なのではないか。そのことについて、今後また検討を加えていただけるのではないかと思いますが、この条例制定に向けて、中身を豊かにするための情報提供だとか、考え方だとか、ぜひとも関心を持っていただいて、ご意見をいただきたいと思います。

　特になければ協議会の提言として発表させていただくということでよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○牧里会長

はい、ありがとうございます。ということで、あとの手続き等については事務局にお任せをしたいと思います。

　それでは次の課題です。（４）「福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点（仮称）

整備事業について」、事務局からご説明をいただきたいと思います。

○事務局

自立支援課でございます。資料４に関しましてご説明をさせていただきます。

　まず、本件整備事業は大阪府が行う建設事業全般に関するルールであります大阪府建設事業評価実施要綱に基づきまして、建設事業評価の対象となるものでございます。対象は、原則として総事業費１０億円以上の建設事業でございます。一般的なルールでは、私ども大阪府庁の行政改革課所管の建設事業評価審議会に諮ることとされておりますが、各所属で所管する当該施策について、最も見識のある審議会での手続きで代替することも可能とされております。

　今回の審議は、建設事業評価の事業評価に当たり、事業評価実施設計を行う年度の前年度に行うということとなっておりますため、今年度、障がい者施策推進協議会にお諮りさせていただきまして、対応方針（案）について、ご意見をお伺いさせていただきたいと考えているものでございます。

　今回ご審議いただきます調書、資料４でございますけれども、本件新施設について、まだ未だ定まっていない部分も多い状況でございますため、記述に具体性を欠く部分もございますが、事業の実施の方向でご結論をいただけたといたしましても、より具体化した段階において、記載内容について補正させていただく予定でございます。

　今回の調書につきましては、今後大阪府のホームページにおいて公開させていただくことになりますが、補正した段階におきましても調書を差し替える予定とさせていただきます。その際には、推進協議会に状況報告を改めてさせていただきたいと考えております。

　それでは資料４の中身に沿いまして、ご説明させていただきます。まず左側１番事業概要でございます。事業名としては、「福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点（仮称）整備事業」とさせていただいております。

　これは現在、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点としての機能を果たしていただいております、いわゆる福祉３センターの集約移転事業でございます。事業の実施箇所でございますけれども、大阪市東成区中道１丁目、先ほど私どもの部長からのあいさつでもございました元府警察本部単身寮敷地を予定しております。

　事業目的でございます。現在の３センターは、第４次大阪府障がい者計画施策の推進拠点として位置付けられております。ですが、いずれも現行の建築基準法と同等の耐震基準を満たしていない状況でございます。このため大阪府の建築物耐震化実施方針に基づいて、平成２７年度末今年の３月末までに耐震改修が必要であったという状況でしたが、これを経過してしまった現在、いずれも対応ができていない状況でございます。

　特に盲人福祉センターは、急で狭い階段しかございません。構造上、エレベーターやスロープ設置もできません。バリアフリー化という課題もございます。また、それぞれのセンターに後ほど触れますけれども、築３９年から５５年を経過しており、老朽化が深刻化しております。修繕が必要な箇所も年々増えております。

　これら諸課題に早期に対応する必要があるため、３センターをアクセスに優れた森之宮地区の共有地に移転集約して、新たな公の施設として整備しようとするというものが事業目的でございます。

　対象となる３センターの概略を次の事業内容として示しております。現在の福祉センター、３センターの概要でございますけれども、まず一つ目が障がい者社会参加促進センター、こちらは築５５年でございます。谷町９丁目四天王寺前夕陽ケ丘から約４００メートルのところにございます。非常に老朽化が進んでいる状況です。

　続きまして二つ目の盲人福祉センター、谷町９丁目、こちらも社会参加促進センターに隣接しております。築５４年と老朽化が極めて進んでおります。

　最後に谷町福祉センター、こちらは谷町６丁目の駅から１５０メートルほどのところにございます。こちらも今、申し上げました二つの施設に比べれば新しいとはいえ、ほぼ築４０年が経過しているという状況でございます。これらについて、もはや耐震化猶予はならないという状況でございます。

　今後、これらの移転集約を図るうえでは、これら三つのセンターの延床面積の合計約５０００㎡をベースに精査をしていきまして、先ほど申し上げました元警察本部森之宮単身寮敷地に新しく施設を新築いたします。事業費としては次の欄でございます、全体で１４億円から１９億円が必要ということで試算をしております。

　内訳としては、新築工事に約１３．８億円から１８．５億円。現在建っている単身寮、もう誰も住んでいない状況でございますけれども、その撤去に２０００万円から５０００万円が必要となります。これについては基本計画を策定するという、今後必要な手続きに入る前段階での概算の額であるということについて、ご猶予いただければと思います。

　繰り返しになりますけれども、基本計画前段階でございますので、事業費については今後精査を要する状況でございます。維持管理費についても同様、基本計画策定の前段階での概算ではございますけれども、現在の試算では約年間５３００万円程度掛かることが見込まれております。

　続きまして、資料右側２番、事業の必要性などに関する視点に関してご説明をさせていただきます。上位計画などによる位置付けでございますけれども、繰り返しになりますが、第４次大阪府障がい者計画のほか、大阪府として施設の耐震化をしていくための根拠となる実施方針等において、これらの事業の必要性が位置付けられております。

　優先度ということでございます。これも繰り返しになりますが、既に耐震化年限を過ぎて一刻の猶予もならない、狭くて急な階段もあり、エレベーターも付けられない状況で、バリアフリー化も現在では不可能。老朽化が進行して年々補修しなければならない箇所が増えている状況の中で、施設整理の優先度は非常に高いと考えております。

　社会情勢的にも同様のことが言えると考えております。

　なお、福祉３センターは、障がい者を中心とする利用者の皆さまが利用されるため、その施設としてアクセス面を重視する必要があるということで、現在の予定地である森之宮から徒歩数分の敷地以外に選択肢の余地はないという状況でございます。

　地元等との協力体制でございますけれども、近隣住民の皆さまへの説明を現在、丁寧に実施しているところでございまして、今後も適宜説明を実施していくこととさせていただいております。

　こういった新しい公共工事の場合、事業の投資効果を示すべしとされておりますけれども、本件福祉関連施設の移転集約に係る投資効果を分析する手法は確立されておらず、ほかの同様の、例えば学校ですとか、府営住宅等を整備する場合についても、このような投資効果を示す場合については手法が確立されていないというご説明を、府としてさせていただいているところでございます。

　この３センターを集約することで得られる事業効果の定性分析でございます。当然ながら耐震化することでご利用される皆さまにご安心いただける。バリアフリー化することで快適性などが向上する。当然ながら三つに分かれていて拠点的機能を果たしていたものを一つにまとめますので、さらに事業間の連携、拠点的機能の相乗効果等が期待できるところでございます。

　なお、３センターを移転集約した後は、不用になった土地を売却し、新築に掛かる財政負担を軽減することができると考えております。受益者は、これは当たり前の話でございますけれども、府民の皆さま及び施設の利用者の皆さまと考えております。

　スケジュールでございます。今後、基本計画の策定に入りまして、平成２９年度から平成３０年度にかけまして、基本設計、実施設計に移ります。基本と実施設計が終わり次第、施設設置に関しての必要な手続き等全てこなすことができます。従って、平成３０年から平成３１年度にかけまして本体工事を行いまして、平成３２年度中の供用開始を図っていきたいと考えております。

　続きまして、資料の裏側となります、４番のコスト出現や代替案立案等の可能性の視点について、ご説明をさせていただきます。新築の、ほかに違う手法が取れるのではないのかということについて、比較検討した結果でございます。

　まず１点目、今のセンターの建っている場所での建て替えをすることができないのかということについて、次のような結論を踏まえております。建て替えますと、約１９億円が掛かります。ですから、新築する場合の費用、高いほうで試算しているものとほぼ同額でございます。

　現在の福祉３センターを、先ほど申し上げましたように売却して財政的負担を軽減しようとしているところでございますけれども、現地建て替えとなりますと、それができないので、財政的負担の軽減を図れなくなるということとなりますので、これは合理的ではないと考えております。

　建て替えではなく改修をする、一部補修をする考え方については、掛かるコストが約１７億円と、かつ今ある土地を売却しませんので、さらに財政負担の軽減を図れないので、これもあり得ない。

　最後の比較検討をした３点目のほかの手法でございますけれども、３センターからは出て行って、ほかの民間施設を借り上げた場合にどうなのかと。試算をいたしましたら年間所要経費が１億円掛かりますので、早いと十数年で新築をした場合と同じコストが掛かりますし、そこからさらに毎年のように新築以上のお金が出ていくということになりますので、これもまったく合理的ではないということで、新築以外に手法がないという結論を（案）としてお示しさせていただきたいと考えております。

　次に五つ目、特記事項でございます。自然環境等への影響や対策でございますけれども、緑化の推進や省エネルギーの配慮について、所要の取り組みを、今後基本計画等検討していく中で行っていきたいと考えています。

　最後に対応方針原案ということで、事務局としてお示しさせていただくものでございます。事業が実施すべきその理由ということで、早期の耐震対応が必要不可欠、バリアフリー化、老朽化にも対応しなければならない。施設集約、そして公の施設化ということで、施設の機能を明確化することによって、施策効果がかなり高まることも見込まれる。

以上のことから、得られる効用に比べて費用が過大でないということは、今後の代替手法との比較検討でもお示ししたとおりでございます。

　以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○牧里会長

皆さんから意見をいただく前に予定の時間が来てしまいました。７時半には終わるということだったのですが、１０分程度延長させていただいてよろしいでしょうか。また、それ以上延長する場合、それについてお諮りしたいと思います。

　それでは、ただ今説明がありました３センターの移築（案）です。新設（案）について、ご意見をいただきたいと思います。

○委員

新築にこぎつけていただいて、大変ありがとうございます。今、入居している団体が全て入れるようにということと、それとあわせて、どこかの段階で、こういうセンターを今つくるのであれば、いろいろな目的・配慮が各障がいのもとでなされないといけないと思いますので、各障がい団体から、センターとして、こういう合理的配慮をしておいていただきたいというようなヒアリングをしていただいて、設計に反映していただくことは可能でしょうか。

○牧里会長

はい、いかがでしょうか。

○事務局

必要な合理的配慮やバリアフリーのあり方につきましては、基本計画をつくっていく中で、そのような対応の是非について検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員

今年度ですね。

○事務局

はい。

○牧里会長

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

○委員

今の計画は三つのセンターの今の機能を基本に、計画を始めるということですけれども、今までのセンターは、どちらかと言えば、今までの古い事業に合わせてということが基本にあったと思いますが、それが２０年、３０年経つ中で、障がい者の事業が以前よりも増えてきております、人も増えてきております。

　そういった中で、新しい、せっかくいい施設をつくっていくわけですので、今までの基本的な機能を基にするだけではなく、移行するだけではなくて、２０年後、３０年後、そういった将来を見通したうえで計画に入れていってほしいと思っております。

○牧里会長

今の新しく出てきているいろいろな課題については、どう考えるのかというご質問だと思うのですが、ご要望でしょうか。はい、いかがですか。

○事務局

基本計画策定の段階に入りましたら、より具体的な内容について、さらにご意見を聞かせていただきたいと考えているところです。お願いいたします。

○牧里会長

はい、よろしいでしょうか。

○委員

質問ですけれども、不用になった土地を売却と書いてありますが、これは金額は難しいかもしれませんが、ラウンドでいいんですけれども、どのぐらいを見込まれているんでしょうか。

○事務局

　現在の粗い試算では、およそ９億円で、このように試算しているところであります。

○牧里会長

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

　細かいところについては、また意見を聴収する機会を設けるということなので、その時点までに、またご意見をいただきたいと思います。おおむねこの方向で改築と言うのでしょうか、新築と言うのでしょうか、計画を進めていきたいということで、お認めいただけますでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○牧里会長

はい、ありがとうございます。

　それでは、「その他」になりますが、「その他」について、事務局から何かご意見、ご提案はありますか。はい、どうぞ。

○事務局

事務局の障がい福祉企画課でございます。私から、差別解消部会の廃止について、ご説明させていただきたいと思います。資料５をご覧いただけますでしょうか。

　差別解消部会につきましては、平成２５年６月に「障害者差別解消法」が成立したことを踏まえ、大阪府における差別解消に向けた検証を行ってきたために、同年の平成２５年１１月に、この本推進協議会の元に設置いたしました。部会は、今年３月までに計１８回にわたる会議を開催していただきまして、大阪府における差別解消の取り組みに関する提言、また大阪府障がい者差別解消ガイドラインの作成、また条例の必要性を含む実行性のある取り組みに関して、これまでの議論整備などを取りまとめていただきました。

　こういった議論の性格としまして、本年４月に法施行と同時に、大阪府障がい者差別解消条例を制定いたしまして、条例に基づきまして、障がいを理由とする差別の解消推進に関する事項を審議するための新たな知事の付属機関としまして、大阪府障がい者差別解消協議会を本年６月に設置いたしました。

　この協議会につきましては、差別解消部会の構成委員をベースに、障がい者、事業者の関係者に関しまして委嘱した構成としております。さらにこの協議会の下に合議体を設置いたしまして、ほぼ月１回のペースで事例検証を行っているところでございます。

　ここはこういった事例検証を積み重ね、差別解消の取り組みの充実に向けた検討を、差別解消協議会で行っていただくこととしております。

　以上のことから、差別解消取り組みに関する事項の調査審議につきましては、今後は差別解消協議会に発展的に受け継がれるものであることから、差別解消部会につきましては、その役割を終え、発展的に解消させていただきたいと考えています。

　そういうことでございますので、要綱（案）について、お示しさせていただきますけれども、差別解消部会については、廃止ということで条項改正をさせていただきたいと考えております。

　以上、ご提案を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい、差別解消協議会ができたので、この施策支援協議会の中の部会としての差別解消部会を廃止すると、発展的に解消するというご提案なのですが、皆さんからご意見はいかがでしょうか。

○委員

大阪府の姿勢として、前から少し気になっていますのは、やはり前もガイドラインをつくるときも、これは差別ではないですよという事例を書こうとして問題になって、この間も合議体の議論等も見ているのですが、極端な例を出して、これは差別にあたらないかみたいな議論がなされているような回があったり。

　そこの委員さんの意見でも、どちらの立場になっているのかなと。企業側の、事業所側の立場に立っているような発言も見受けられますので、その辺は、まず障がい者の立場に立つということで徹底していただきたいと。これは二重、三重の差別になったら、えらいことですから。

　それと前からも意見を言っておりますように、ひどい事例については、ちゃんと縛るために、企業においても合理的配慮の義務化について、ぜひ検討していただきたい。それを検討する場が部会だったと思うのですが、それが廃止されるということであれば、今後協議会等で、また議論されるという理解でいいのか。

　また僕も少し忙しいもので、専門委員会には入ったのですが、そちらには入っているんですけれども、専門委員というのは、召集がなければ、全然意見を言う機会もまったくないというようなかたちになっておりまして、専門委員を集めて意見を言うような機会をつくっていただきたいと思います。

　差別解消協議会だけでなく、専門委員も単体で意見を言う機会とか、その辺を検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○牧里会長

はい、ただ今の意見についてどうですか。

○事務局

そういった専門委員を集めたというご意見は、今ただちにお答えはないですけれども、今後差別解消協議会の中で、どういったことを充実できるかということは、今後協議会の中で、委員の中で検討させていただきたいと思います。

○牧里会長

はい、ほかにご意見はございますでしょうか。特にないですか。なければ、一応こういうかたちでお認めいただくと、発展的解消をしますということでお認めいただいたということでさせていただきたいと思います。

　はい、以上で予定をいたしました議題については全て終了したのではないかと思いますが、あとは事務局にマイクをお返ししたいと思います。

○事務局

では、委員の皆さま、長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

　以上を持ちまして、「第４０回　大阪府障がい者施策推進協議会」を閉会させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

（終了）